

令和7年度

鳥取県包括外部監査報告書
及びこれに添えて提出する意見

県立病院に関する財務事務の執行及び
事業の管理運営について

【要約版】

鳥取県包括外部監査人
税理士 戸野 克則

第1章 監査の概要

第1節 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2節 選定した特定の事件（監査テーマ）

県立病院に関する財務事務の執行及び事業の管理運営について

第3節 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

監査テーマ「県立病院に関する財務事務の執行及び事業の管理運営について」を選定した主な理由については、以下の3点である。

1. 県は県民の意識や要望を把握するため平成28年度から毎年度「県民意識調査」を実施しており、医療・介護体制に対する評価は近年低下している。

令和3年度には「充実している」が37.4%であったが、令和7年度には28.4%へ減少し、否定的回答は16.6%に上昇している。医師不足、高齢化、新興感染症などが要因と考えられる。

一方、県民が幸福度を判断する際に最も重視しているのは「自分の健康」であり、関心は高まり続けている。こうした状況のもと、地域医療の中核である県立中央病院と県立厚生病院の体制や経営が県民の期待に込んでいるか、客観的に検証することは包括外部監査として重要である。

2. 県立中央病院、県立厚生病院は、令和5年度～令和9年度の経営強化プランを策定し、高度急性期医療提供、人材確保、地域連携、健全経営を重点項目に掲げている。

これらの実効性を確認するため、経営指標や財務管理、内部統制などを客観的に検証する包括外部監査の実施は重要である。

3. 県立病院への包括外部監査は、県立中央病院が平成11年度、県立厚生病院が平成12年度を最後に実施されておらず、当時はいずれも重大な問題はないと評価されていた。

しかし、その後20年以上が経過し、診療報酬制度の改定、医療技術の進歩、人口減少・高齢化などにより医療環境は大きく変化している。県立中央病院は平成30年に

新築移転し、投資負担を含む財務や資産管理を検証すべき時期にある。

また、県立厚生病院も長期間監査がなく、現行制度下での適正な運営確認が必要である。限られた医療資源で質の高い医療を持続するためには、経営効率や内部統制の強化が不可欠であり、環境変化に伴う課題を見落とさないためにも包括的な監査が求められる。

以上の理由により、本年度の包括外部監査では、病院局総務課及び県立中央病院、県立厚生病院を対象に選定し、それぞれの事業管理及び財務事務の執行状況について、合規性・効率性・経済性・有効性・公平性の五つの観点から監査を実施することとした。

なお、本報告書において、「指摘」又は「意見」として付した事項については、それぞれ次のとおり定義している。

「指摘」：関係法令、条例及び諸規程等に違反、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要であると考えられる事項。

「意見」：関係法令、条例及び諸規程等の違反ではないが、経済性、効率性、有効性の観点から是正措置の検討が望まれる事項。

第4節 監査の対象期間

原則として令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）。ただし、必要に応じて令和5年度以前及び令和7年度の執行分を含んでいる。

第5節 監査の実施期間

令和7年4月11日から令和7年12月31日まで

第6節 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	税理士	戸野 克則
監査補助者	税理士	山岸 淳紀
監査補助者	税理士	中川 均
監査補助者	公認会計士	鷺見 渉
監査補助者	公認会計士	角 尚大

第7節 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査の方針及び着眼点

第1節 監査の基本方針

今年度の包括外部監査は、法規範の遵守（コンプライアンス）、事務の有効性、経済性、効率性、公平性、透明性、県民の視点、今後改善に向けた提案を基本方針とした。

第2節 監査の着眼点

監査の着眼点は次のとおり

- 1 病院局の事業管理は、関係法令、条例及び諸規程に従っているか。
- 2 財務事務が法令等に準拠して行われているか。
- 3 最新の医療を提供するための施設や物品等の医療機器受入・維持管理は適切であるか。
- 4 県民に対して適時適切に病院局の情報を開示しているか。
- 5 財務事務は経済性、効率性、有効性、公平性、透明性の視点から、合理性があるか。
- 6 基本的に法令順守に従っているか。

第3節 監査の対象

第1項 監査の部門

病院局総務課、県立中央病院及び県立厚生病院を監査対象部門とした。

第2項 監査の対象業務

監査の対象業務は、病院局に所属する県立中央病院と県立厚生病院に係る事業管理、病院事業会計、個別業務（下記参照）とした。

選定した個別業務と選定理由は、下表のとおりである。

個別業務	選定理由
予算・決算	財務事務の基本であるため。

契約・規程	財務事務の基本であるため。
医業収益	基幹業務であり、極めて重要な業務であること。
医業費用（給与費）	医業費用のうち約 50%を占め、かつ労務管理の重要性があること。
医業費用(材料費、貯蔵品)	在庫管理は重要であること。
医業費用（減価償却費、有形固定資産）	高額医療機器の固定資産等の維持管理において重要であること。
医業費用（消費税）	消費税申告において、重要な業務であること。
医業外収益(駐車場収入)	債権管理において、重要であること。
システム関係	業務の整合性、効率性、即時性、セキュリティ管理等、基本的に重要であること。
その他関係法令	法令順守は基本的な事項であること。

第3項 監査要点と実施した監査手続

本監査の主要な監査要点と実施した監査手続は、以下のとおりである。

【図表 監査要点と監査手続】

監査要点	実施した監査手続
(1) 全般	
【病院局の事業管理の要諦について確認する。】	○主な事業管理資料の検討と疑問点、不明点に関する質問による監査を実施する。
【病院局の課題と解決の方向性について確認する。】	○現場の実態を反映した経営方針、経営戦略の策定となっているかどうか、実現性の高い経営計画となっているかどうかを監査する。
(2) 個別業務管理	
【予算書・決算書は適正に作成されているか。】	○経理システムについて担当責任者から説明を受け、関連書類の質問を実施する。 ○決算書の推移分析、関連資料の閲覧を実施し、

	<p>財務の信頼性を検証する。</p> <p>○予算書・決算書が関連法令に基づいて適切に作成されているか検証する。</p>
【契約・規程が適正に作成されているか。】	○委託業務契約書の契約内容及び委託業務仕様書の記載内容を確認する。
【医業収益・医業未収金が適切に管理されているか。】	<p>○未収金の回収業務、残高管理は適切であるか。</p> <p>○滞納未収金に対する貸倒引当金の計上は適切であるか。</p> <p>○滞納未収金に対する法的措置、不納欠損処理等は適切であるか。</p> <p>○損害遅延金の算定は、適切であるか。</p>
【貯蔵品（医薬品、診療材料等）管理が適切に実施されているか。】	<p>○医薬品、診療材料等の受入、払出の確認は適切に行われているか。</p> <p>○医薬品、診療材料等のデータ入力処理は適切に行われているか。</p> <p>○医薬品、診療材料等の廃棄処理は適切に行われているか。</p> <p>○実地棚卸が適時適切に行われているか。</p> <p>○材料費の削減に関する検討を行っているか。</p>
【給与事務が適切に実施されているか。】	<p>○通勤手当支給額が妥当であるか。</p> <p>○通勤方法の確認はしているか。</p> <p>○労働基準法及び36協定を遵守しているか。</p> <p>○賞与引当金繰入額が適切に計算されているか。</p>
【固定資産の管理は適切か。】	<p>○固定資産の耐用年数が正しく計算されているか。</p> <p>○固定資産の管理状況は適切に行われているか。</p>
【消費税の申告が正しく行われているか。】	○消費税の計算において、特定収入、特定収入以外及び、用途不特定の特定収入等の計算が正しく行われているか。
【システム関係の管理が適切に実施されているか。】	<p>○システムに関する規程は、適切に整備しているか。</p> <p>○セキュリティ管理は、適切に行われているか。</p> <p>○ID、パスワードの管理は、適切に行われているか。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○バックアップに関する管理は、適切に行われているか。 ○システム関連費用を削減する方策を検討しているか。
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ○医療安全対策の概要について聴取し、関連書類を閲覧して、確認する。 ○具体的な医療安全対策の取組について、関連資料を閲覧して妥当性を検討する。 ○印紙税の課税・非課税判定を確認する。 ○公用車、自家用車公務使用時の呼気検査の有無を確認する。

(注) 個別業務管理の主な監査手続については上掲したが、その他の補足的・追加的監査手続については、個別業務管理の監査部分に記載した。

第6章 包括外部監査の結果（総論）

第1節 監査の結果に関する総括

本年度の包括外部監査においては、県民の健康に対する意識の高まりや、全国的に公立病院を取り巻く経営環境の厳格化が一層進んでいる現状、さらに前回の包括外部監査から相当の期間が経過している状況を踏まえ、病院局が所管する病院事業を監査の対象として選定したものである。

監査の実施に際しては、包括外部監査制度における「合規性、効率性、有効性、経済性、公平性及び透明性」の観点に基づき、実地監査、関係資料の検証及び担当者からの聴取等を通じて、病院事業に係る事務執行及び会計処理の適正性の確認を行った。その結果、病院事業に関して、重大な法令違反や組織的不正と認められる事案は確認されなかった。

一方で、管理担当者が広範な業務を担い、かつ業務量が増加していることにより、法令解釈の不足、職員異動時における引継体制の不十分さ、事務手続における誤り及び確認作業の不足等に起因する事務処理上の問題が一定程度認められた。

これらの事項は、現段階において重大な影響を及ぼすものではないものの、今後の病院事業の円滑かつ適正な運営に向け、改善措置または検討が必要な内容を含むものと認められる。

病院局においては、県民に対する安定的な医療提供体制の確保に向け、「医療の質」と併せて「経営の質」を継続的に向上させ、将来にわたり健全な事業運営を行うことが求められる。本監査報告書に示した提言が、病院事業の改善及び経営の安定化に寄与することを期待するものである。

第2節 対象機関別 監査結果の一覧

No.	項目	対象機関	指摘	意見	表 題	本文 頁	要約 版頁
1	予算決算関係	病院局総務課	指摘		予算書及び決算書の注記に関する事項について	59	11
2	予算決算関係	病院局総務課	指摘		収益費用明細書の流用禁止項目について	66	12
3	予算決算関係	病院局総務課		意見	セグメントに関する事項について	68	12
4	予算決算関係	中央病院	指摘		不納欠損処理に係る貸倒引当金の取崩しについて	70	12
5	予算決算関係	中央病院	指摘		予算書の貸倒引当金について	71	13
6	予算決算関係	中央病院	指摘		予算書の予定キャッシュ・フロー計算書について	72	13
7	予算決算関係	厚生病院	指摘		予算書の予定キャッシュ・フロー計算書について	72	13
8	予算決算関係	中央病院	指摘		決算書のキャッシュ・フロー計算書について	74	13
9	予算決算関係	厚生病院	指摘		決算書のキャッシュ・フロー計算書について	74	13
10	予算決算関係	厚生病院	指摘		受贈財産に係る長期前受金戻入について	76	14
11	予算決算関係	厚生病院	指摘		貸借対照表の長期前受金について	78	14
12	経営強化プラン関係	厚生病院		意見	将来収支の現金預金について	80	14
13	規程関係	病院局総務課		意見	鳥取県病院局財務規程の修繕引当金の見直しについて	83	15
14	稟議書関係	厚生病院		意見	物品修繕台帳の決裁日付について	85	15
15	稟議書関係	病院局総務課		意見	稟議書の決裁について	86	15
16	契約関係	中央病院	指摘		契約内容の履行について	88	16
17	契約関係	厚生病院	指摘		契約内容の履行について	88	16
18	契約関係	厚生病院		意見	契約内容の精査について	89	16
19	医業収益（未収金）関係	中央病院		意見	請求保留の別管理について	90	17
20	医業費用（給与）関係	中央病院		意見	通勤手当の確認について	92	17
21	医業費用（給与）関係	厚生病院		意見	通勤手当の確認について	92	17
22	医業費用（薬品費）・貯蔵品関係	中央病院	指摘		薬品棚卸（貯蔵品）の計上誤りについて（薬品棚卸計上もれ）	93	17
23	医業費用（薬品費）・貯蔵品関係	厚生病院	指摘		薬品棚卸（貯蔵品）の計上誤りについて（薬品棚卸計上もれ）	93	17
24	医業費用（材料費）・貯蔵品関係	中央病院	指摘		診療材料棚卸（貯蔵品）の計上誤りについて（診療材料棚卸過大計上）	93	17
25	医業費用（材料費）・貯蔵品関係	中央病院	指摘		たな卸資産減耗費過大計上について	105	19
26	医業費用（材料費）・貯蔵品関係	厚生病院	指摘		実地棚卸の際の立会いについて	106	19
27	貯蔵品関係	厚生病院	指摘		実地棚卸の際の棚卸評価方法について	107	19
28	貯蔵品関係	中央病院		意見	実地棚卸に係る原始記録である「実地棚卸表」の保管について	108	20
29	貯蔵品関係	厚生病院		意見	勘定科目について	109	20
30	医業費用（固定資産除却損）関係	中央病院	指摘		固定資産除却損について	110	20
31	医業費用（固定資産除却損）関係	厚生病院	指摘		固定資産除却損について	110	20
32	医業費用（固定資産除却損）関係	厚生病院	指摘		マニフェストの保存について	113	21
33	医業費用（減価償却費）関係	厚生病院	指摘		固定資産に係る耐用年数誤りにについて	114	22
34	医業費用（固定資産台帳）関係	中央病院		意見	固定資産台帳について	115	22
35	医業費用（固定資産台帳）関係	厚生病院		意見	固定資産台帳について	115	22
36	医業費用（修繕費）関係	中央病院	指摘		修繕費・資本的支出について	116	22
37	医業費用（修繕費）関係	厚生病院	指摘		修繕費・資本的支出について	116	22
38	医業費用（消費税）関係	病院局総務課		意見	消費税の特定収入の判定について①	118	23
39	医業費用（消費税）関係	病院局総務課		意見	消費税の特定収入の判定について②	120	23
40	医業費用（消費税）関係	中央病院		意見	消費税に係る申告について	121	24
41	医業費用（消費税）関係	中央病院		意見	公舎（住宅）貸付に係る消費税について	122	24
42	医業費用（消費税）関係	厚生病院		意見	公舎（住宅）貸付に係る消費税について	122	24
43	医業外収益（駐車場収入）関係	中央病院	指摘		職員への駐車料金の徴収について	123	24
44	システム関係	病院局総務課		意見	財務会計システムのアカウント棚卸について	124	25
45	システム関係	病院局総務課		意見	DX推進による人事システムの活用について	125	25
46	システム関係	中央病院		意見	DX推進による人事システムの活用について	125	25
47	システム関係	厚生病院		意見	DX推進による人事システムの活用について	125	25
48	システム関係	病院局総務課		意見	医療DXの推進について	127	25
49	システム関係	中央病院		意見	医療DXの推進について	127	25
50	システム関係	厚生病院		意見	医療DXの推進について	127	25
51	システム関係	中央病院		意見	医療情報システムの監査について	129	26
52	システム関係	厚生病院		意見	医療情報システムの監査について	129	26
53	その他関係法令（安全運転）関係	中央病院	指摘		公用車及び自家用車公務使用時の呼気検査について	131	26
54	その他関係法令（安全運転）関係	厚生病院	指摘		公用車及び自家用車公務使用時の呼気検査について	131	26
55	その他関係法令（印紙税）関係	中央病院	指摘		印紙税過大納付分の契約書受領について	132	26
56	その他関係法令（印紙税）関係	中央病院	指摘		印紙のちょう付もれについて	133	27
57	その他関係法令（印紙税）関係	厚生病院	指摘		印紙のちょう付もれについて	133	27
58	その他関係法令（寄付金収入）関係	中央病院		意見	領収書の条番号について	136	27
	合計		30	28			

第3節 項目別、対象機関別 監査結果の一覧

項 目	病院局総務課		中央病院		厚生病院		合計	
	指摘	意見	指摘	意見	指摘	意見	指摘	意見
予算決算関係	2	1	4		4		10	1
経営強化プラン関係						1		1
規程関係		1						1
稟議書関係		1				1		2
契約関係			1		1	1	2	1
医業収益（未収金）関係				1				1
医業費用（給与）関係				1		1		2
医業費用（薬品費）・貯蔵品関係			1		1		2	
医業費用（材料費）・貯蔵品関係			2		1		3	
貯蔵品関係				1	1	1	1	2
医業費用（固定資産除却損）関係			1		2		3	
医業費用（減価償却費）関係					1		1	
医業費用（固定資産台帳）関係				1		1		2
医業費用（修繕費）関係			1		1		2	
医業費用（消費税）関係		2		2		1		5
医業外収益（駐車場収入）関係			1				1	
システム関係		3		3		3		9
その他関係法令（安全運転）関係			1		1		2	
その他関係法令（印紙税）関係			2		1		3	
その他関係法令（寄付金収入）関係				1				1
計	2	8	14	10	14	10	30	28

No. 1

項目：予算決算関係			
対象機関	病院局総務課	指摘・意見	指摘
タイトル（表題） 予算書及び決算書の注記に関する事項について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>地方公営企業法施行規則との整合性を確認したところ、令和6年度の予算書等及び決算書等の注記において、以下の点で誤りが発見された。</p> <p>【予算書等】</p> <p>① 1 重要な会計方針（2）固定資産の減価償却の方法 リース資産が貸借対照表に計上されているにもかかわらず、リース資産の減価償却の方法が記載されていない。</p> <p>② 1 重要な会計方針（3）引当金の計上方法 イ賞与引当金及び法定福利費引当金 令和6年度の貸借対照表に計上される賞与引当金及び法定福利費引当金は、「令和7年6月」の職員の期末・勤勉手当の支給及び当該手当の支給に伴う法定福利費の支出に備えるものであるが、「令和6年6月」になっていた。</p> <p>③ 1 重要な会計方針（3）引当金の計上方法 ウ貸倒引当金 貸借対照表に計上されている破産更生債権等に関する貸倒引当金の計上方法が記載されていない。</p> <p>④ 6 その他 賞与引当金及び法定福利費引当金の取り崩しについて記載がない。</p> <p>【決算書等】</p> <p>① 1 重要な会計方針（2）固定資産の減価償却の方法 リース資産が貸借対照表に計上されているにもかかわらず、リース資産の減価償却の方法が記載されていない。</p> <p>② 6 その他 該当事項があったにもかかわらず、退職給付引当金、賞与引当金及び法定福利費引当金、貸倒引当金の取り崩しについて記載がない。</p> <p>また、予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記について、受贈財産や寄付があった場合は、金額が重要な場合、重要な非資金取引として注記が必要だが、その金額基準を特段持ち合わせていない。</p>			

No. 2

項目： 予算決算関係			
対象機関	病院局総務課	指摘・意見	指摘
タイトル（表題） 収益費用明細書の流用禁止項目について			
監査結果（問題項目の説明） 決算書に添付する収益費用明細書について、地方公営企業法施行令第17条第1項第8号に規定する議会の議決を経なければ流用できない費用については、備考欄にその予算額を掲記する必要があるが、記載がなかった。			

No. 3

項目： 予算決算関係			
対象機関	病院局総務課	指摘・意見	意見
タイトル（表題） セグメントに関する事項について			
監査結果（問題項目の説明） 令和6年度の予算及び予算に関する説明書と、令和6年度鳥取県病院事業決算及び決算附属書類において、セグメントの取り扱いが異なり、病院統括管理費（病院局総務課にて発生する管理費）について、予算書等では、キャッシュ・フロー計算や損益計算を行っているのに対して、決算書等ではキャッシュ・フロー計算や損益計算が行われていない。			

No. 4

項目： 予算決算関係			
対象機関	中央病院	指摘・意見	指摘
タイトル（表題） 不納欠損処理に係る貸倒引当金の取崩しについて			
監査結果（問題項目の説明） 令和6年度において、合計 989,366 円の不納欠損処理を行っているが、そのうち、過去3年以内の未収金 70,250 円の不納欠損処理に関する仕訳が誤っていた。			
(誤)		(単位：円)	
借方		貸方	
その他雑損失	70,250	医業未収金	70,250
(正)		(単位：円)	
借方		貸方	
貸倒引当金	70,250	医業未収金	70,250

No. 5

項目： 予算決算関係			
対象機関	中央病院	指摘・意見	指摘
タイトル（表題） 予算書の貸倒引当金について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>貸倒引当金は、通常、前年度末残高から、貸倒引当金の当年度使用額及び貸倒引当金戻入額を控除し、当年度末の貸倒引当金繰入額を加算すれば、当年度末残高になるはずである。</p> <p>しかし、令和6年度の予算書等のうち、中央病院のセグメントについて、前年度末残高から、貸倒引当金当年度使用額及び貸倒引当金戻入額を控除し、当年度末の貸倒引当金繰入額を加算した金額と、当年度末残高が不一致だった。</p>			

No. 6、7

項目： 予算決算関係			
対象機関	中央病院、厚生病院	指摘・意見	指摘
タイトル（表題） 予算書の予定キャッシュ・フロー計算書について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>予算に関する説明書における予定キャッシュ・フロー計算書の長期前受金戻入、リース債務に係る支払額が正しく算定されていなかった。</p>			

No. 8、9

項目： 予算決算関係			
対象機関	中央病院、厚生病院	指摘・意見	指摘
タイトル（表題） 決算書のキャッシュ・フロー計算書について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>決算附属書類におけるキャッシュ・フロー計算書の長期前受金戻入、固定資産の取得による支出が正しく算定されていなかった。</p>			

No. 1 0

項目： 予算決算関係			
対象機関	厚生病院	指摘・意見	指摘
タイトル（表題） 受贈財産に係る長期前受金戻入について			
監査結果（問題項目の説明）			
過去に無償譲受によって取得し、現在も保有している固定資産のうち、3件、金額にして合計2,753,965円について、長期前受金戻入が計上されていなかった。			

No. 1 1

項目： 予算決算関係			
対象機関	厚生病院	指摘・意見	指摘
タイトル（表題） 貸借対照表の長期前受金について			
監査結果（問題項目の説明）			
過去に無償譲受によって取得し、すでに除却した固定資産に係る長期前受金について、固定資産システム上は除却処理を行っているが、除却時の仕訳が漏れており、令和6年度末の貸借対照表で、長期前受金が3,953,253円過大になっている。			
また、当該長期前受金についても収益化が行われていなかった。			

No. 1 2

項目： 経営強化プラン関係			
対象機関	厚生病院	指摘・意見	意見
タイトル（表題） 将来収支の現金預金について			
監査結果（問題項目の説明）			
厚生病院が作成した「鳥取県立厚生病院経営強化プラン」に掲載している将来経営推計において、実質資金収支の算出方法が誤っており、実質資金収支が過少に計上されていた。			

No. 1 3

項目： 規程関係			
対象機関	病院局総務課	指摘・意見	意見
タイトル（表題） 鳥取県病院局財務規程の修繕引当金の見直しについて			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>鳥取県病院局財務規程の修繕引当金の説明について、同規程内本文と同規程内別表の文言が異なっている。</p> <p>所管課によると、同規程別表の記載が修繕引当金の現行の説明とのことだが、同規程内本文では異なる記載がなされており、修繕引当金の計上金額が、別表の説明に基づく場合と本文の説明に基づく場合とでは異なる可能性がある。</p>			

No. 1 4

項目： 稟議書関係			
対象機関	厚生病院	指摘・意見	意見
タイトル（表題） 物品修繕伺書の決裁日付について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>見積依頼先の選定（修繕伺）に対する決裁日付が確認できないものが見受けられた。</p> <p>「鳥取県会計規則 運用方針」では予定価格が一定金額以上の場合に伺い書による見積先の選定を行うことが定められており、「鳥取県文書の管理に関する規程」では、検証することができるように文書を作成することが求められている。</p>			

No. 1 5

項目： 稟議書関係			
対象機関	病院局総務課	指摘・意見	意見
タイトル（表題） 稟議書の決裁について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>電子決裁システムを利用し回覧している案件について、稟議に係る紙面資料に決裁者が印鑑を押印して回覧している実務が見られた。</p>			

No.16、17

項目：契約関係			
対象機関	中央病院、厚生病院	指摘・意見	指摘
タイトル（表題） 契約内容の履行について			
監査結果（問題項目の説明）			
1 中央病院			
<p>令和3年11月25日にA株式会社と契約した診療材料等物品調達管理業務委託契約書第1条2において、「鳥取県立中央病院診療材料等物品調達管理業務基本仕様書に従うとする。」となっている。</p> <p>同基本仕様書14準備業務の（3）に「物流運用マニュアルを作成し、病院関係者に対し説明を行うこと。」とあるが「物流運用マニュアル」は無く、説明も履行されていない。</p> <p>令和4年2月1日に株式会社Bと契約した医薬品調達管理業務委託契約書第3条4において、「医薬品調達管理業務基本仕様書のとおりとする。」となっている。</p> <p>同基本仕様書10準備業務の（2）に「物流運用マニュアルを作成し、病院関係者に対し説明を行うこと。」とあるが「物流運用マニュアル」は無く、説明も履行されていない。</p>			
2 厚生病院			
<p>令和4年1月13日にA株式会社と契約した業務委託契約書第2条において、「鳥取県立厚生病院診療材料等物品調達管理業務基本仕様書のとおりとする。」となっている。</p> <p>同基本仕様書10準備業務の（2）に「物流運用マニュアルを作成し、病院関係者に対し説明を行うこと。」とあるが「物流運用マニュアル」は無く、説明も履行されていない。</p>			

No.18

項目：契約関係			
対象機関	厚生病院	指摘・意見	意見
タイトル（表題） 契約内容の精査について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>総合医療情報システムの保守契約について、所管課に確認したところ契約書に資産を買い取る対象が記載されているが、実態は保守契約のみであり、契約書の内容が実態と乖離していた。</p>			

No.19

項目：医業収益(未収金)関係			
対象機関	中央病院	指摘・意見	意見
タイトル(表題) 請求保留の月別管理について			
監査結果(問題項目の説明)			
<p>中央病院では、レセプトデータに何らかの問題があり、審査支払機関(国保連など)が支払いを行う前に一時的にレセプトデータを保留する、いわゆる請求保留について、発生月別の情報が管理されていなかった。</p>			

No.20、21

項目：医業費用(給与)関係			
対象機関	中央病院、厚生病院	指摘・意見	意見
タイトル(表題) 通勤手当の確認について			
監査結果(問題項目の説明)			
<p>会計年度任用職員の通勤手当は、毎年更新する際、その都度本人からの申告によって計算されている。</p> <p>通勤手当認定要領によると、認定権者は、随時調査し、通勤手当の支給の適否を確認すると規定されており、本人からの申告だけでなく、当局の調査確認されることが望ましい。</p> <p>また、長期研修者や住所移転者に伴う改訂確認も期間が空いている場合もあり、すみやかに確認できるようにされたい。</p>			

No.22、23、24

項目：医業費用(薬品費・材料費)・貯蔵品関係			
対象機関	中央病院、厚生病院	指摘・意見	指摘
タイトル(表題) 薬品、診療材料棚卸(貯蔵品)の計上誤りについて			
監査結果(問題項目の説明)			
<p>貯蔵品(薬品・診療材料)について、次のとおり棚卸計上もれや棚卸過大計上が把握された。</p> <p>1 中央病院</p> <p>(1) 薬品棚卸計上もれ 216,269円</p> <p>薬品棚卸について、実地棚卸数量及び金額を担当者がエクセルで集計している段階において、操作誤り(非表示)による集計誤りがあった。</p>			

(2) 薬品(試薬) 棚卸の計上もれ 151,890 円

試薬棚卸について、実地棚卸数量及び金額をエクセルで集計している段階で担当者が引き継いだ「実施要領」のとおり一部署の棚卸を除外する指示に従い、棚卸に含めていなかった。

(3) 薬品(血液製剤) 棚卸過大計上 319,618 円

血液製剤棚卸について、実地棚卸数量及び金額を担当者がエクセルにより集計している段階で、消費税の計算過程で「税抜き」とすべきところを「税込み」で集計したことにより、棚卸が過大に計上された。

(4) 診療材料棚卸(貯蔵品) 棚卸過大計上 288,462 円

診療材料棚卸について、実地棚卸数量及び金額を担当者がエクセルで集計している段階において、「放射線治療室」の棚卸を「外来治療室」にも二重に計上したことによる棚卸過大計上があった。

2 厚生病院

(1) 薬品(血液製剤) 棚卸計上もれ 364,712 円

血液製剤棚卸について、実地棚卸を行っていなかった。

(2) 診療材料(医療用ガス) 棚卸計上もれ 1,309,000 円

医療用ガスでタンクに入っている液体酸素、ボンベに入っている液化窒素、医療用窒素、ダイサイドガスの棚卸の計上を行っていなかった。

医療用酸素、空気ボンベ、笑気ガス、炭酸ガスの期末在庫については数量把握しておらず、期末棚卸金額の算定ができない。

医療用ガスのダイサイドガスは、購入後2、3年使用しておらず、笑気ガスは10年以上使用していない状態である。

No. 2 5

項目：医業費用(材料費)・貯蔵品関係			
対象機関	中央病院	指摘・意見	指摘
タイトル(表題) たな卸資産減耗費過大計上について			
監査結果(問題項目の説明)			
<p>診療材料の棚卸資産減耗損について、現場担当者が物流管理システム「TrioBUPPIN NEXT」の操作要領を理解せず、1回入力すべきところを3回入力したことにより、棚卸資産減耗損が三重計上となり、2回分の合計649,000円が過大計上となった。</p>			

No. 2 6

項目：医業費用(材料費)・貯蔵品関係			
対象機関	厚生病院	指摘・意見	指摘
タイトル(表題) 実地棚卸の際の立会いについて			
監査結果(問題項目の説明)			
<p>薬品及び診療材料の実地棚卸については、鳥取県病院局財務規程第52条(実地棚卸及び立会)第1項で「毎事業年度少なくとも2回実地棚卸を行わなければならない。」、同条第3項で「実地棚卸を行う場合は、病院の出納員は、病院長の指定する棚卸資産の受払に関係のない職員を立ち合わせなければならない。」とされているが、それぞれSPD業者である薬品については株式会社Cが、診療材料についてはA株式会社が実施した実地棚卸により貯蔵品棚卸を集計しており、病院の関係者が実地棚卸の立会いを行っていない。</p>			

No. 2 7

項目：貯蔵品関係			
対象機関	厚生病院	指摘・意見	指摘
タイトル(表題) 実地棚卸の際の棚卸評価方法について			
監査結果(問題項目の説明)			
<p>薬品の実地棚卸については、鳥取県病院局財務規程第47条(貯蔵品)第4項により、「物品払出単価は、先入先出法によるものとする。」とされているが、前述記載のとおり実地棚卸をすべてSPD業者である株式会社Cにまかせていたことから、「最終仕入原価法」による棚卸評価を行っている。</p>			

No. 2 8

項目：貯蔵品関係			
対象機関	中央病院	指摘・意見	意見
タイトル（表題） 実地棚卸に係る原始記録である「実地棚卸表」の保管について			
監査結果（問題項目の説明） 薬品にかかる現場担当者が立会いをして集計を記載した「実地棚卸表」の原始記録の保管をしていない。			

No. 2 9

項目：貯蔵品関係			
対象機関	厚生病院	指摘・意見	意見
タイトル（表題） 勘定科目について			
監査結果（問題項目の説明） 重油・灯油の貯蔵品棚卸の勘定科目を借方（目）薬品（節）貯蔵）薬品、貸方 薬品費に含めて計上している。			

No. 3 0、3 1

項目：医業費用(固定資産除却損)関係			
対象機関	中央病院、厚生病院	指摘・意見	指摘
タイトル（表題） 固定資産除却損について			
監査結果（問題項目の説明）			
1 中央病院			
<p>毎年、規定に沿って固定資産台帳に登載している固定資産と現場に設置している固定資産の現物確認を行っているが、照合・確認できていない不明固定資産を最後まで解明していないため、担当者へ再確認を依頼した。</p> <p>その結果、最終的に 23 台(件)の固定資産(取得価額 14,438,745 円)が、過去から確認できていない固定資産若しくは既に現場サイドで不用と判断し、病院長への廃棄処理の承認手続をしないまま廃棄してしまった固定資産であることが判った。</p>			
2 厚生病院			
<p>厚生病院の固定資産の内、26 台(件)を選定し、現物確認を実施した結果、「超音波ネプライザーアトム 1 台」の現物が不明、また、「ノートパソコン 2 台」が壊れているが除却の経理処理が未処理であった。</p> <p>また、現場で不用と判断し、病院長への報告がないまま廃棄していた 45 台(件)の固定資産(取得価格 46,249,265 円)があることが確認された。</p>			

【鳥取県病院局財務規程】

(物品の処分)

第 49 条 出納員は、前条の規定による報告を受け、これを処分しようとするときは、その理由、方法、予定価格等を具して局長又は病院長の承認を受けなければならない。ただし、売却してもその価格が売却に要する費用に達しないもの又は売却不相当と認められるものは、廃棄するものとする。

2 前項に規定する処分の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 再用又は再生
- (2) 庫入
- (3) 売却

(実地照合)

第 59 条 管理者は、出納員をして毎事業年度固定資産の実態について固定資産台帳と照合し、確認させるものとする。

(不要固定資産の処分)

第 60 条 固定資産が不要となったとき、又はこれを撤去し、若しくは取りこわしたときに生じた物件の処分については、第 49 条の規定を準用する。

鳥取県病院局財務規程第 59 条に基づき、毎年、照合・確認するように規定されているが、不突合資産(不明資産、廃棄済資産、設置場所移動等)を最後まで照合・確認する必要がある。

また、鳥取県病院局財務規程第 60 条では、不要固定資産の処分については、病院長の承認を受けなければならないと規定されており、廃棄・処分資産は、例規に従って病院長の承認を受ける必要がある。

No. 3 2

項目：医業費用(固定資産除却損)関係			
対象機関	厚生病院	指摘・意見	指摘
タイトル(表題) マニフェストの保存について			
監査結果(問題項目の説明)			
医療機器を含む産業廃棄物を廃棄する際、廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、排出事業者(厚生病院)の責任で廃棄することが求められている。			
撤去・廃棄処分を依頼している業者から産業廃棄物に対するマニフェストを受け取っているが、保存していない。(23件)			

No.3 3

項目：医業費用(減価償却費)関係			
対象機関	厚生病院	指摘・意見	指摘
タイトル(表題) 固定資産に係る耐用年数誤りについて			
監査結果(問題項目の説明)			
<p>取得金額が20万円未満の固定資産(78件)の耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第二号より耐用年数3年と規定されているが、誤って、通常の固定資産の品目毎の年数により減価償却費を算出していた。</p> <p>また、除細動器(2台)の耐用年数を6年(医療機器 その他のもの レントゲンその他の電子装置を利用する機器 その他のもの)とすべきところを誤って5年としていた。</p>			

No.3 4、3 5

項目：医業費用(固定資産台帳)関係			
対象機関	中央病院、厚生病院	指摘・意見	意見
タイトル(表題) 固定資産台帳について			
監査結果(問題項目の説明)			
<p>中央病院と厚生病院の固定資産台帳を確認したところ、固定資産ソフトのシステムの表示上、使用中の資産が数量0と表示されていた事や、実態は除却して無い資産が固定資産台帳上では、現状区分に使用中と表示されていた。</p> <p>また、厚生病院の固定資産に貼付している管理するためのシールが剥がれていたものがある。</p> <p>おって、当該シールは、両病院で使用しているが、固定資産台帳のシステムと連動してなく、個別に担当者が作成しており、効率的な事務管理でない。</p>			

No.3 6、3 7

項目：医業費用(修繕費)関係			
対象機関	中央病院、厚生病院	指摘・意見	指摘
タイトル(表題) 修繕費・資本的支出について			
監査結果(問題項目の説明)			
<p>1単位の取得価格が10万円以上の資産取得について、他の固定資産の維持に必要なものとし、修繕費として会計処理を行っていたが、固定資産として管理すべき支出であると認められた。</p> <p>1 中央病院 院内保育所テラス陽覆い設置 726,000円</p>			

カメラ映像分岐及び無線音声用カメラ設置	168,575 円
2 厚生病院	
第1駐車場入口表示灯	848,100 円

No. 3 8

項目：医業費用(消費税)関係			
対象機関	病院局総務課	指摘・意見	意見
タイトル(表題) 消費税の特定収入の判定について①			
監査結果(問題項目の説明)			
<p>寄付金収入の1,000,000円について、消費税の課税区分は、特定収入に分類されている。その特定収入に対応する仕入の課税仕入れ等を使用特定の特定収入及び使用不特定の特定収入に区分される。その区分により、仕入税額控除金額が異なり、消費税額の金額に影響が生ずることとなる。</p> <p>寄付金の申込書に「車椅子等の購入に役立ててください。」と記載があり、課税仕入れの購入予定が明らかでないため、使用不特定の特定収入にする必要があったが、使用特定の特定収入にしていた。</p>			

No. 3 9

項目：医業費用(消費税)関係			
対象機関	病院局総務課	指摘・意見	意見
タイトル(表題) 消費税の特定収入の判定について②			
監査結果(問題項目の説明)			
<p>令和5年度救急講習補助支援事業として厚生病院に4,029円入金されている収入について、過年度事業のため令和6年度に支出がないとのことで使用不特定の特定収入にされているが、過年度事業であっても法令又は交付要綱等で使用が特定されているのかどうかで判断するべきである。</p> <p>また、過去の消費税の申告について、誤りがあったため令和6年度に消費税の更正の請求書を提出している。</p> <p>消費税の還付金、厚生病院17,600円、中央病院13,200円については特定収入としているが、特定収入ではない。</p>			

No.4 0

項目：医業費用（消費税）関係			
対象機関	中央病院	指摘・意見	意見
タイトル（表題） 消費税に係る申告について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>1 前年度の経費（医療機器賃貸借料）の返金 6,900 円を経費（課税仕入）の減少とすべきところ、収入（課税売上）に計上されており、課税売上割合に影響する。</p> <p>2 修繕引当金 38,487,077 円を取崩したことにより、相手科目が修繕費の消費税課税区分を誤って課税仕入れから控除しており過大に消費税を納付していた。</p>			

No.4 1、4 2

項目：医業費用(消費税)関係			
対象機関	中央病院、厚生病院	指摘・意見	意見
タイトル（表題） 公舎(住宅)貸付に係る消費税について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>消費税の課税関係は、公舎(住宅)の貸付は非課税、駐車場の貸付は課税と定められている。</p> <p>中央病院・厚生病院では、公舎(住宅)の貸付と駐車場の貸付を別々に契約している。</p> <p>公舎(住宅)の貸付を行う場合は、駐車場分を1台含めて契約すれば消費税法基本通達6-13-1、及び6-13-3により駐車場相当分が公舎(住宅)の貸付と一体とみなされ、消費税が非課税となる取扱いとなっている。</p> <p>公舎(住宅)と駐車場の両方を借りている職員は、駐車場を含めて契約すれば節税となる。</p>			

No.4 3

項目：医業外収益(駐車場収入)関係			
対象期間	中央病院	指摘・意見	指摘
タイトル（表題） 職員への駐車料金の徴収について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>通勤手当支給者と駐車場利用者を照合・検証したところ、不一致者が31名いた。</p> <p>当該31名について担当者を通じて、駐車場の利用の有無を聞き取りした結果、駐車料金を徴収していない者が1名いた。</p> <p>監査後、過去に遡って367,200円を調定し、本人から徴収することとした。</p>			

No.4 4

項目：システム関係			
対象機関	病院局総務課	指摘・意見	意見
タイトル（表題） 財務会計システムのアカウント棚卸について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>財務会計システムの職員の権限について、病院局から他部局に異動した場合に、アカウントの削除を行っていなかった。</p> <p>そのため、職員が病院局から他部局に異動した後も、病院局の財務会計システムにログインできる状態であった。</p>			

No.4 5、4 6、4 7

項目：システム関係			
対象機関	病院局総務課、中央病院、厚生病院	指摘・意見	意見
タイトル（表題） D X推進による人事システムの活用について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>人事に関連するシステムが複数存在し、例えば、新規採用者の発令までに、氏名・住所などの同一項目を複数のシステムに手入力する必要があるなど、業務効率が悪い点が見受けられた。</p> <p>また、会計年度任用職員については、給与・勤怠管理等はシステムで行えているものの、評価情報等はエクセル管理となっており、手作業が多く介在している。</p>			

No.4 8、4 9、5 0

項目：システム関係			
対象機関	病院局総務課、中央病院、厚生病院	指摘・意見	意見
タイトル（表題） 医療D Xの推進について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>医療D Xの推進に課題があり、患者情報の共有や診療の効率化が進まず、医療現場の負担が増加している。</p> <p>結果として、迅速で的確な治療が困難になり、地域医療の質や安全性にも悪影響を及ぼす可能性がある。</p>			

No.5 1、5 2

項目：システム関係			
対象機関	中央病院、厚生病院	指摘・意見	意見
タイトル（表題）医療情報システムの監査について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>中央病院、厚生病院ともに、医療情報システムについて、情報セキュリティポリシーや運用管理規程を設けており、監査を定期的に受ける規定がある。</p> <p>しかし、中央病院では、令和6年度に監査は実施されておらず、令和7年度に外部監査を受ける予定である。</p> <p>また、厚生病院では令和5年度に指名競争入札を行い、コンサルティング会社からセキュリティに関する外部監査は受けているが、運用全体に関する監査は未実施である。</p>			

No.5 3、5 4

項目：その他関係法令(安全運転)関係			
対象機関	中央病院、厚生病院	指摘・意見	指摘
タイトル（表題）公用車及び自家用車公務使用時の呼気検査について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>安全運転管理者制度の導入に伴い、公用車、自家用車公務使用時に運転者の酒気帯びの有無の確認（アルコール検知器を用いた確認）、確認内容の記録等を行う必要があるにも関わらず、公務で公用車及び自家用車公務使用者の内、呼気検査を未実施又は記録の保存がない者があった。</p>			

No.5 5

項目：その他関係法令(印紙税)関係			
対象機関	中央病院	指摘・意見	指摘
タイトル（表題）印紙税過大納付分の契約書受領について			
監査結果（問題項目の説明）			
<p>印紙税の非課税文書である契約書に、4,000円の印紙がちょう付しているものを保管していた。</p>			

No.56、57

項目：その他関係法令(印紙税)関係			
対象機関	中央病院、厚生病院	指摘・意見	指摘
タイトル(表題) 印紙のちょう付もれについて			
監査結果(問題項目の説明)			
<p>国や地方公共団体と契約を締結する場合、国や地方公共団体(県)が契約書を作成する場合、その契約書に印紙税は課税されない(印紙税法第5条第2号)。</p> <p>例えば、民間企業が国や地方公共団体(県)と契約書を締結する場合、民間企業が契約締結後に保存する契約書は、国や地方自治体で作成したものとみなされる(印紙税法第4条第5項)ので、印紙のちょう付は不要ということになる。</p> <p>一方で、国や地方公共団体が契約締結後に保存する契約書は、民間企業で作成したものとみなされるので、民間企業が所定の印紙をちょう付する必要がある。</p> <p>下図のように、民間企業と国や地方公共団体(県)が契約書を締結する場合、必ず、印紙税のちょう付された契約書を国や地方公共団体(県)が保存するようにし、印紙のちょう付されていない契約書を民間企業が保存する。</p>			
<p>The diagram illustrates the stamp duty requirements for contracts between public entities and private companies. It shows two boxes: a yellow box for '国や地方公共団体(県)' and a green box for '民間企業'. A double-headed arrow labeled '請負契約' connects them. On the left, a box labeled '保管' contains a document with a 200-yen stamp and the text '請負契約書'. Below it, a note states '民間企業が作成したものとみなされ、印紙貼付必要'. On the right, another box labeled '保管' contains a document with the text '請負契約書'. Below it, a note states '国や地方公共団体が作成したものとみなされ、印紙貼付不要'.</p>			
これを踏まえて、保管している契約書に印紙がちょう付されていないものがあつた。			

No.58

項目：その他関係法令(寄付金収入)関係			
対象機関	中央病院	指摘・意見	意見
タイトル(表題) 領収書の条文番号について			
監査結果(問題項目の説明)			
<p>寄付金収入として1,000,000円と100,000円があるが、領収書の控えに法人税法・所得税法の条文番号の記載がない。</p> <p>寄付をした相手側の経理処理において、法人であれば寄付額全額損金算入、個人であれ</p>			

ば寄付額から 2,000 円控除した金額が所得控除の対象になる。

法人、個人が、その寄付金が税務申告する際に税法の条文番号の記載がないため正しくできない可能性がある。